新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会・分科会におけるご意見について

資料２

有識者懇談会・分科会でのご意見

・住生活基本計画はかつての住宅マスタープランから住生活基本計画に変わった時点で、住まいや住まい手、生活を重視し、そこに軸足を持って計画を立てていく方向へ大きな変更があったと認識【懇】

・住生活の範囲の捉え方がいまひとつ不明確。どこまでを視野に入れて何を言おうとしているのかを整理【分】

第１章　計画の背景と目的

２．計画の目的

○ 日常生活圏（徒歩圏）における魅力的な住まいや住環境の整備と、県民に寄り添う居住支援の充実により、それぞれが望む暮らしを実現（P.2）

○ 人と住まいとまちの関係性、住生活の範囲をイラスト、文章にて明示（P.2）

有識者懇談会・分科会でのご意見

・目的のところにインクルーシブでなければならない、定量的だけでなく定性的な視点が必要ということが書かれるとよい【懇】

・高齢者、若年・子育て世帯、住宅確保要配慮者以外に障害者などもおり、いろいろな人たちが様々な関係性を持ちながら暮らしていく、インクルーシブの視点が見えてくるとよい【分】

第３章　住まい・まちづくりの基本的な考え方

１．基本的な考え方

○ 性別や年齢、国籍、障害の有無に関わらず、すべての人がありのままに暮らせるインクルーシブな社会を目指し、県民や地域団体、住宅関連事業者、金融機関、公的団体、行政、学識者などが連携しながら、都市部・山間部・半島部等の各地域の環境特性に応じて一人ひとりの充実した暮らしを実現すること（P.38）

有識者懇談会・分科会でのご意見

・高齢者、子ども、子育てに関しては、徒歩圏にある公的サービスや公園など都市計画的に供給できる空間の状況が大事【懇】

・断熱性等の住環境が高齢者の健康や認知機能に影響しているという研究もあり、健康というキーワードがあってもよい【分】

・学校の統廃合や子育て・教育サービス等により子育て世帯は居住地を変えていくが、住宅施策がどう連携するのか、外側で起きていることを踏まえた住宅の供給もしくは居住誘導を見据えていくべき【分】

・行政の中立性を活かした情報提供により県民が判断できるような情報インフラが必要【分】

・刑余者や少年院退所者は、住まいがあってこそ生活再建、自立が可能となる。居住支援法人は、居住サポート住宅、セーフティネット住宅のほか、刑余者対策についても役割を期待されている【分】

・公営住宅の目的外使用により、集いの場、役割の場、仕事の場などを増やすことによって、高齢者が集まって住む場合の住まい方が豊かになると思う【分】

・都市部以外の周辺部では増築した大きな住宅が多く、耐震改修に際して建物全体の評点を上げるのが難しいことから減築の話も出ている。地域性を考慮した耐震性の上げ方についても検討してほしい【分】

・被災することを想定して、その後の地域や住まいの再建について、起こりえることを考え、備えないと、住まいの確保や住宅再建がいつまでたってもできない状況になりかねない【分】

第４章　住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開

方針Ⅰ　誰もが希望する住まい方をかなえる

目標１　高齢者が希望する住まい方を選択でき、地域で安心して住み続けられる環境の確保

○ 日常生活に必要な施設が徒歩圏内に集積したコンパクトなまちづくりを推進し、高齢者が車に頼らずとも外出し、社会参加できる住環境の整備を進める（P.44）

○ 高齢期の健康状態や認知機能に影響する温熱環境を良好に保つための断熱性等の向上（P.44）

目標２　若年・子育て世帯が希望する住まいを選択でき、子どもが健やかに育つ暮らしの実現

○ 子育て期から高齢期までを見据えた住まい方の変化に加え、学校や公共施設の統廃合など地域の将来的な変化を見据えて居住地を選ぶことのできる住生活リテラシーを向上（P.49）

○ 若年・子育て世帯が適切に住まいを選択できるよう、行政の中立的な立場から、住宅取得・住宅の賃貸等に関する情報発信を図るとともに、相談窓口の周知及び関連団体等による専門的な相談活動を支援（P.50）

目標３　住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けられる住宅セーフティネットの構築

○ 住宅確保の支援をする上では、低額所得者や高齢者、障害者等にとどまらず、自立にあたって様々な困難が生じやすい刑余者等への配慮も必要（P.52）

○ 県営住宅の目的外使用によるグループホームや居住サポート住宅、生活困窮者自立支援等と連携した一時的な住宅の提供など、県、市町村の福祉部局と連携しながら取組を推進するとともに、関係各課室と連携しながら若年・子育て世帯が暮らしやすい住環境の確保に向けた検討（P.55）

方針Ⅱ　安全で質の良い住環境をまもる

目標４　命と健康が守られ、安心・安全に住み続けられる住まいや住環境づくり

○ 地域の実情に応じた耐震化・減災化を促進するため、地域の防災意識を高めるための施策を検討（P.58）

○ 被災後の応急的な住宅を迅速に確保するため、セーフティネット住宅等の既存の民間賃貸住宅を活用した、賃貸型応急住宅の円滑な提供体制を整備（P.59）

有識者懇談会・分科会でのご意見

・貯湯タンクがある給湯システムは非常時の水の確保に役立ち、エコキュート、太陽熱利用システムは省エネ設備としてだけでなく、非常時に水や湯を確保する命綱としてダブルの効果がある【分】

・湿度については、断熱性などのパッシブな対策ではなく、エアコンなどのアクティブな対策が必須【分】

・特定空家のような老朽化した空き家については対策が難しく、これからは空き家を推定するシステムが必要であり、事前に自治体が空き家を特定し、早い段階で所有者にコンタクトをとることが大事【分】

・残価設定ローンが供給されれば、物件価格が高いなかで返済が楽になり、今後は利用が増えると思われることから、これまで以上に金融機関との関わりを考慮してほしい【分】

・住まいのリテラシーには様々な課題があるが、少なくとも県の中で住まいのリテラシーを向上させていくことは大事【懇】

・金融に関しては、若年層に対して金融リテラシーの向上に向けた教育が小中高大学まで導入されてきているが、若い人向けの住教育はまだ不十分【分】

・住宅を支える専門技能者が身の回りからどんどんいなくなっている。住生活産業の脆弱さは切実であり、このままでは地震が来たときに住宅再建、生活再建ができない【懇】

・住んでいない空き家をどうしようかと考えている人は多く、副業としての小さなビジネスを始めれば空き家にしておくよりも有利だということを知らせないと、空き家は減っていかない【分】

・どこの市街地においても身近な生活利便施設がなくなってきているが、すべてのまちをたたむわけにはいかない。空き家の活用も含め、生活利便施設の近接性の確保について考えてないといけない【懇】

・愛知県には公的な団地だけでなく、企業が開発した団地が数多くあり、物理的な老化と居住者の老化が進んでいる【分】

第４章　住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開

目標５　将来にわたり活用できる良質な住まいの充実

○ エネルギー性能の向上に資する貯湯タンクがある給湯システムや、太陽光、太陽熱利用システムなどを検討することは、省エネルギー設備としてだけでなく、非常時の水等を確保するなど災害対策に寄与（P.62）

○ 夏の酷暑による熱中症や室温差によるヒートショックなどの、住宅内の事故を予防するため、空調設備等による適切な温熱環境を確保することの重要性や断熱改修のポイントなどを周知（P.63）

目標６　住宅ストックの適切な管理・活用・除却・再生の促進

○ 空き家の把握や発生予測など IoT・AI 技術の応用を始めとしたサービスの情報提供により、市町村の空き家対策に関する取組を支援（P.66）

○ 空き家を活用した居住支援の取組を支援するとともに、住宅金融支援機構等による金融支援等の取組を支援（P.66）

方針Ⅲ　魅力的な暮らしにつながる仕組みをつくる

目標７　既存住宅の価値が適切に評価され安心して取引でき、良質な住まいが住み継がれる市場環境の整備

○ ライフステージやライフスタイルに合った住まいを円滑に選択・判断できるように、住生活リテラシー向上につながる効果的でわかりやすい住情報の発信を検討（P.69）

○ より良い住まいの選択・判断をするために必要な金融リテラシーについて、住宅金融支援機構等と連携した情報発信等を図る（P.69）

目標８　地域の住生活産業の活性化と魅力向上

○ 地域の住宅供給やリフォームの主要な担い手である大工等について、業界団体等と連携を強化し、住まいづくりに関わる担い手の確保や育成のための情報発信を支援（P.72）

○ 活用可能な空き家を地域の資源として最大限に活用するため、市町村間における情報共有を始め、広域的な協力体制の構築を図る（P.72）

目標９　地域に応じた魅力ある住まい・まちづくりと、一人ひとりの充実した暮らしの実現支援

○ 高齢化や人口減少が進む郊外住宅団地・住宅地において生活利便施設の近接性確保や多世代共生コミュニティの形成を通じた住環境の再生を図ることが重要（P.73）

○ 将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域の実態を踏まえた、郊外住宅団地等の再生に向けた取組を支援（P.74）

有識者懇談会・分科会でのご意見

・全体の利益も大事だが、個々の部分、部分の総和が豊かな状態であることが大事。地域性は両方から考えていくときの一つのベクトルであり無視できない切り口や視点【懇】

・尾張、西三河、東三河のような分け方で各地域の特性を書くことはここでの役割ではない【懇】

第６章　地域別の施策の方向性について

○ 県内を地勢や都市構造等の観点から「中心市街地」「一般市街地」「郊外住宅地」「中山間地」「沿岸部」の５つの地域に区分し、各地域の環境特性と特に関連の深い「住宅確保要配慮者」「まちづくり」「防災」「空き家」「マンション」の５項目についてとりまとめ（P.82）